



熊本県公報

第 1 1 8 1 9 号
平成 21 年 6 月 30 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害者支援総室)	1
告 示		
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援総室)	2
○指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定	(//)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	4
○指定居宅サービス事業者の指定	(//)	4
○指定介護予防サービス事業者の指定	(//)	4
○道路の供用開始	(道路保全課)	5
○パソコン及びプリンタの一括更新に係る一般競争入札の参加資格等	(情報企画課)	5
公 告		
○道路の位置指定の公告	(建築課)	6
○パソコン及びプリンタの一括更新に係る一般競争入札の実施	(情報企画課)	6
登 載 依 頼		
○熊本県県立特別支援学校教育整備推進協議会の開催	(高校教育課)	9
○平成21年度第1回熊本県医療審議会の開催	(医療政策総室)	10

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 6 号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則(昭和 4 3 年熊本県規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

- 第 6 条第 4 項を次のように改める。
- 4 知事は、療育の給付を決定したときは、当該療育の給付の申請者に対して施行規則第 1 0 条第 2 項の療育券を保健所長を経由して交付するものとする。
- 第 8 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定中「により、」を「により」に改める。
- 別記第 1 5 号様式の 3 中「に基づき」を「により」に、

2 障害児施設等軽減に関する認定

- 次のいずれにも当てはまるため、障害児施設等軽減を申請します。
- (1) 通所施設利用者又は 2 0 歳未満の施設入所者であること。
(年齢 歳)
- (2) 市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が 2 8 万円未満の世帯に属すること。
- (3) 申請者(障害児の保護者又は障害者)及び申請者の属する世帯の主たる生計維持者が一定の資産を有していないこと。
- ア 預貯金等の額が次の額以下であること。
申請者の属する世帯が単身世帯であるもの… 5 0 0 万円

	<p>申請者の属する世帯が 2 人以上の世帯であるもの …………… 1, 0 0 0 万 円</p> <p>イ 日常生活に必要なない著しく高額である土地や建物等障害児施設等軽減を受けることが社会通念上適切でない資産を所有していないこと。(親族等が現に居住する不動産を除く。)</p>	を
<p>3 個別減免及び医療型個別減免に関する認定</p>	<p>〈施設を利用する方が 2 0 歳以上の場合〉</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれにも当てはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>(1) 施設入所者(注)であること。(年齢 歳)</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>(3) 一定の資産を有していないこと。</p> <p>ア 預貯金等の額が 5 0 0 万円以下であること。</p> <p>イ 日常生活に必要なない著しく高額である土地や建物等個別減免を受けることが社会通念上適切でない資産を所有していないこと。(親族等が現に居住する不動産を除く。)</p> <p>〈施設を利用する方が 2 0 歳未満の場合〉</p> <p><input type="checkbox"/> 次に当てはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>医療型施設入所者(注)であること。(年齢 歳)</p>	

<p>2 障害児施設等軽減に関する認定</p>	<p><input type="checkbox"/> 次のいずれにも当てはまるため、障害児施設等軽減を申請します。</p> <p>(1) 通所施設利用者又は 2 0 歳未満の施設入所者であること。(年齢 歳)</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が 2 8 万円未満の世帯に属すること。</p>	に
<p>3 個別減免及び医療型個別減免に関する認定</p>	<p>〈施設を利用する方が 2 0 歳以上の場合〉</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれにも当てはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>(1) 施設入所者(注)であること。(年齢 歳)</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <p>〈施設を利用する方が 2 0 歳未満の場合〉</p> <p><input type="checkbox"/> 次に当てはまるため、個別減免を申請します。</p> <p>医療型施設入所者(注)であること。(年齢 歳)</p>	に

改める。

附 則

- この規則は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の熊本県児童福祉法施行細則別記第 1 5 号様式の 3 は、この規則の施行の日以後に行われる児童福祉法第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指定施設支援に係る障害児施設給付費の支給申請について適用し、同日前に行われる指定施設支援に係る障害児施設給付費の支給申請については、なお従前の例による。

告 示

熊本県告示第 6 2 0 号

介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ケアプランセンターてとろ熊本 熊本市榎町 1 5 番 1 8 6 号	特定非営利活動法人生き 生きネットワークてとろ	平成 2 1 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 2 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項及び第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条及び第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービスの種類	事業者名	事業所の名称	事業所の所在地	指定有効期限
居宅介護支援	株式会社 紅い華ヘルパーステーション	居宅介護支援事業所 紅い華	熊本市元三町二丁目9番22号	平成27年8月13日
居宅介護支援	社会福祉法人 八代愛育会	居宅介護支援事業所 キャッスル八代	八代市本町三丁目3番41号	平成27年8月31日
居宅介護支援	有限会社 みやざき介護センター	有限会社 みやざき介護センター	水俣市古城一丁目4番22号	平成27年7月31日
居宅介護支援	有限会社 本田福祉センター	れいか苑居宅介護支援事業所	玉名市岱明町大野下795番地の2の1	平成27年7月31日
通所介護	アニス株式会社	デイサービス陽向 日奈久事業所	八代市日奈久大坪町3655番地	平成27年9月25日
通所介護	特定非営利活動法人 NPOみなまた	のがわの家	水俣市古城一丁目3番15号	平成27年8月10日
通所介護	ティーティーシー 有限会社	デイサービスセンター あそ和楽	阿蘇郡高森町高森2132番地1	平成27年9月9日
通所介護	有限会社 ひまわり	ひまわりデイサービス	球磨郡錦町一武2130番地の1	平成27年8月18日
福祉用具貸与	熊本医療ガス 株式会社	熊本医療ガス 株式会社	熊本市下硯川町2205番地	平成27年7月8日
福祉用具貸与	有限会社 須賀タル	有限会社 須賀タル	熊本市国府四丁目10番83号	平成27年9月3日
福祉用具貸与	有限会社サンクスケア	福祉用具レンタル サンクスケア	熊本市梶尾町1317番地3	平成27年9月17日
福祉用具貸与	株式会社 おもいやり九州	株式会社 おもいやり九州	熊本市黒髪六丁目6番11号浜田ハイツ102号	平成27年9月29日
福祉用具貸与	吉住酸素工業株式会社	ヨシズミ	八代市弥生町15番地10	平成27年9月17日
福祉用具貸与	有限会社 アクト・トゥーワン	株式会社アクト・トゥーワン	菊池市重味973番地1	平成27年7月7日
訪問リハビリテーション	医療法人社団 藤榮会	湧心苑訪問リハビリテーション	熊本市出水四丁目15番30号	平成27年7月31日
訪問介護	ブレインズカンパニー有限会社	マザーステーション	熊本市三郎二丁目1番14号	平成27年9月30日
訪問介護	有限会社 太陽	訪問介護ステーション 太陽	八代市松江城町3番地13号	平成27年8月31日
訪問介護	社会福祉法人 八代愛育会	ヘルパーステーション キャッスル八代	八代市本町三丁目3番41号	平成27年9月30日
訪問介護	有限会社 エンゼル	キラリ	菊陽町光の森三丁目4番5号	平成27年7月31日
訪問介護	有限会社 青い空	青い空 訪問介護事業所	上益城郡甲佐町横田640番地	平成27年7月31日
訪問介護	矢部開発株式会社	ほほえみ	上益城郡山都町南田221番地の1	平成27年8月20日
訪問介護	社会福祉法人 光輪会	石蒔の里訪問介護事業所	葦北郡芦北町湯浦1505番地1	平成27年9月10日

熊本県告示第 6 2 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず榎 指定通所介護事業 所 熊本市榎町 1 5 番 1 9 1 号	株式会社セラム	平成 2 1 年 7 月 1 日

熊本県告示第 6 2 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず榎 指定通所介護事業所 熊本市榎町15番191号	株式会社セラム	平成21年7月1日

熊本県告示第624号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず薬園 指定通所介護事業所 熊本市薬園町12番5号ライフサポートマンション薬園1階	株式会社セラム	平成21年7月1日

熊本県告示第625号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず薬園 指定通所介護事業所 熊本市薬園町12番5号ライフサポートマンション薬園1階	株式会社セラム	平成21年7月1日

熊本県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成21年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず水前寺 指定通所介護事業所 熊本市水前寺五丁目18番13号フレール水前寺1階	株式会社セラム	平成21年7月1日

熊本県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。

平成21年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
けあらーず水前寺 指定通所介護事業所 熊本市水前寺五丁目18番13号フレール水前寺1階	株式会社セラム	平成21年7月1日

熊本県告示第 6 2 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 6 月 3 0 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字本迫 6 3 0 番地先から 同所 7 7 6 番 1 地先まで	59. 4	単道改 (改築 による 拡幅)
		葦北郡芦北町大字吉尾字本迫 7 4 5 番地先から 同所 7 3 0 番地先まで	56. 0	
		葦北郡芦北町大字吉尾字尾寄 8 5 7 番 1 地先から 同所 8 7 3 番 1 地先まで	169. 0	

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県告示第 6 2 9 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

パソコン及びプリンタのリース 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 2 1 年 6 月 3 0 日（火）から平成 2 1 年 7 月 1 7 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 3 年 1 月 4 日から平成 2 3 年 1 月 3 1 日（閉庁日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第 3 6 4 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市健軍二丁目 1 8 番 2 6 号
- 2 築造者の氏名 熊本入大株式会社
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷 8 4 1 番 1 3 及び同 8 4 1 番 1 4
- 4 道路の幅員 6 . 0 0 メートル
- 5 道路の延長 7 8 . 5 3 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 1 年 6 月 1 8 日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第 4 0 号

熊本県公告第 3 6 5 号

次のとおり一般競争入札に付する。なお本公告は、入札説明書を兼ねる。

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
 - パソコン 1 1 1 0 セット
 - プリンタ 3 9 6 セット
 - (2) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書のとおり。
 - (3) 借入期間
平成 2 1 年 1 0 月 1 日から平成 2 6 年 9 月 3 0 日まで
 - (4) 納入場所
要求仕様書のとおり。
 - (5) 入札金額
入札金額は、1 か月当たりの賃貸借料とする。見積りに当たっては 6 0 月賃貸借料率で計算すること。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額により入札すること。
 - (6) 最低制限価格等の設定
本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
 - (7) その他
 - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。ただし、電子入札システムに利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
 - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に 3 に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル（OA 機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
 - ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 2 1 年 7 月 1 7 日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで提出すること。
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
 - ウ 申請の方法
要綱に定める「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は

- 郵送により提出すること。
 なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たす調達ができること。
- 3 入札参加のための確認申請
 本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 なお、提出期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所
 ア 電子入札システムによる入札参加の場合
 申請書等を電子入札システムにより提出すること。
 なお、確認資料の容量が1MBを超える場合には、4の(1)に示す場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、持参又は郵送する書類の目録を電子入札システムで提出すること。
 イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合
 申請書等を4の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。
 なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
- (2) 提出期限
 平成21年7月31日（金）の午後5時までに提出すること。ただし、紙入札方式による入札参加の場合は、当該期限の日までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 確認結果の通知
 確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
 (1) 契約条項を示す場所
 熊本県地域振興部情報企画課電子県庁管理班（県庁行政棟新館9階）
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2143
 ファックス番号 096-381-8211
- (2) 要求仕様書等
 ア 閲覧（交付）の期間
 公告の日から平成21年8月7日（金）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 イ 閲覧（交付）の場所
 電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて閲覧又は4の(1)に記載する場所で交付する。
- (3) 入札の日時及び場所
 ア 電子入札システムによる入札
 3の(3)に記載の確認結果の通知を受けた時から平成21年8月10日（月）午後5時までに入札すること。
 イ 紙入札方式による入札
 (ア) 日時 平成21年8月11日（火）午後1時30分
 (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県地域振興部情報企画課（県庁行政棟新館9階）
- (4) 開札の日時及び場所
 4の(3)のイに同じ。
- (5) 再度の入札
 開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
 再入札を行う場合、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた時から平成21年8月11日（火）午後2時30分までに電子入札システムにより入札すること。
- 5 入札方法等
 (1) 入札方法
 ア 電子入札システムによる入札の場合
 4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出するこ

と。
 ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方式による入札によるものとする。

イ 紙入札方式による入札の場合

「入札書」を作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
 ただし、代理人をして入札するときは、「委任状」を入札書と同時に提出すること。

なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年8月10日(月)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。

(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「借入物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。

(2) 開札の方法

開札は、電子入札システムにおいて行う。
 ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(3) 入札の回数

入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
 なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式による入札により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を出した者で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを、落札者とする。
 なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(5) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
 エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
 オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札

ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札

ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札

コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ 明らかに連合によると認められる入札

シ その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(8) その他

要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。

6 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- (2) 免除する。
 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
 A set of personal computers
- (2) Deadline of supply commodity
 September 31th 2009
- (3) Place to supply commodity
 Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal
 August 11th 2009 1:30 p.m.
 Room to submit bidding proposal
 Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail
 August 10th 2009
- (6) Language and currency to be used for bidding
 Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract
 Information and Planning Division,
 Department of Regional & Development
 Prefectural Office of Kumamoto
 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
 Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
 Phone: 096-333-2143

登載依頼

熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会公告第2号

第2回熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成21年6月30日

熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会

- 1 日時
 平成21年7月1日(水)
 午後2時45分から午後4時45分まで
- 2 場所
 熊本市水前寺6丁目18番1号
 熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題(予定)
 (1) 第1回協議会を終えての主な意見等について
 (2) 第3回協議会以降の協議内容について
 (3) その他
- 4 傍聴人の定員
 10人
- 5 傍聴手続

会議の傍聴手続は、午後 2 時 1 5 分から午後 2 時 3 5 分まで会議の会場入口において行い、協議会が認めたうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができる。ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺 6 丁目 1 8 番 1 号
熊本県立特別支援学校教育整備推進協議会事務局
(熊本県教育庁高校教育課特別支援教育室)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 6 8 3 内線 6 6 5 6)

熊本県医療審議会公告第 1 号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
平成 2 1 年 6 月 3 0 日

熊本県医療審議会
会 長 北 野 邦 俊

- 1 開催日時
平成 2 1 年 7 月 8 日 (水)
午後 3 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 議案
ア 医療法人の設立認可について
イ 医療法人の理事長選任特例認可について
ウ 地域医療支援病院の名称使用の承認について
エ 平成 2 0 年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成 2 0 年度医療提供体制施設設備交付金における事業計画の事後的評価について
 - (2) その他
医療審議会医療法人部会委員の指名について
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県医療審議会事務局 (熊本県健康福祉部医療政策総室)
(電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 0 5)